

## ○地域密着型サービスとは・・・

最近、新聞・テレビなどの報道や、身近な地域の中で、「認知症の人が増えてきた」という声をよく耳にするようになりました。

認知症の人は、2005（平成17）年で全国で169万人、団塊の世代と言われる人たちが高齢者になる2015（平成27）年には250万人にのぼると言われており、多くの方々が、認知症という病気への不安や苦しみを抱えながら暮らしています。

そして、その数倍におよぶ家族・親族の人たちが、認知症によって変わりゆく本人の姿に戸惑いながら、日夜懸命に介護の日々を送っておられます。

本格的な高齢社会を迎えた我が国では、認知症はすべての人が向き合う課題となっており、単に認知症問題に対処するという従来の発想を超え、認知症であっても「住み慣れた地域で、その人らしく尊厳ある暮らしを送ること」の実現を目指し、新しい認知症ケアの考え方が打ち出されました。（「2015年の高齢者介護」高齢者介護研究報告）

その考え方を基に、単なる理想ではなく現実の制度として、介護保険法の改正によって2006（平成18）年に「地域密着型サービス」が創設されました。

地域密着型サービスには、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者デイサービス、定員29人以下の小規模特別養護老人ホームなど、6つの介護サービスが定められています。

## ○地域密着型サービス4つのポイント

①利用者本位の支援 地域密着型サービスの主人公は利用者です。利用者のニーズに基づいたサービスを柔軟に提供します。本人に寄り添い、その思いや希望を受け止め、それを叶える方法を考えます。

②継続的な支援 24時間365日、切れ目のない支援で利用者の暮らしを支えます。「お世話をする」のではなく、「生きることを支援」し、本人ができること、できる可能性があることに着目します。顔馴染みの職員により継続的な生活を支援します。

③地域で暮らし続けることの支援 本人がこれまで培ってきた家族や地域社会との関係の継続を大切にします。家族はもとより、馴染みの店や風景、行き交う人たちとのふれあい等を可能にするのが、地域密着型の特徴です。

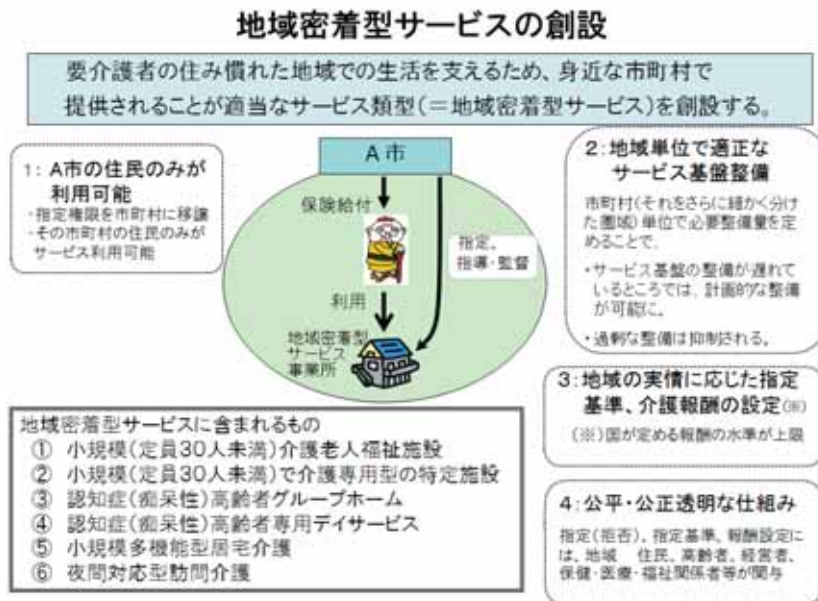
④地域との支え合い 事業所も地域住民の一員です。地域に溶けこみ、その一員としての役割を果たします。多様な地域資源の力を借りるとともに、積み上げてきた認知症ケアの実践を地域に伝えるなど、地域と支え合う関係が鍵となります。

## ○地域密着型サービスの仕組み

これまでの介護サービスは、都道府県が事業所の指定・監督を行ってきましたが、地域密着型サービスについては市町村が、事業所指定および指導・監督すべてを行う仕組みとなりました。

市町村では実情に応じて、計画的に地域単位で適正なサービスの基盤整備を進めていきます。おおむね中学校区ごとに必要整備量を定めることで、サービス基盤が遅れているところでは計画的な整備が可能になり、過剰な整備は抑制されます。

また、身近な場所（生活圏域）での利用を想定したサービスであるため、利用者は原則、事業所のある市町村の住民の方とされており、市町村をまたがった利用はできなくなりました（市町村同士の協議で利用することも可能な場合があります）。



(出典：厚生労働省ホームページ)

## ○サービスの質の確保

地域密着型サービスの理念が日々の具体的なケアに活かされ、利用者の満足にいかにつなげていけるかが重要です。そのためには、事業所が自らのケアを振り返り、地域密着型サービスの本質に沿ったケアの質の確保・向上に努めていく取り組みが欠かせません。

日ごろ職員が懸命に取り組んでいるサービスについて、自ら振り返り点検（自己評価）し、そして自身では見落としや気づきにくい課題について、第三者が訪問して現場を見たり対話の中から確認していく機会（外部評価）がサービス評価です。外からの規制によってサービス水準を保つのではなく、自律的、主体的に質の確保・向上に取り組んでいこうとするシステムです。

また、地域に開かれたサービスとして、利用者家族や地域住民、行政職員などで構成する運営推進会議を2か月に1回開催しています。運営や利用者の状況を報告したり、意見交換を行い質を担保していくとともに、参加メンバーに現場の実践を通して認知症の人への理解も深まり地域全体で支えていこうという、これからの新しいまちづくりにも繋がっています。

\* サービス評価と運営推進会議は、小規模多機能型居宅介護とグループホームで行っています。

なお、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と地域密着型特定施設入居者生活介護でも運営推進会議が行われています。